

## 申請事項記載書

## 1 調査の名称 小売物価統計調査

## 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1 調査の名称 小売物価統計調査</p> <p>2 調査の目的 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 【動向編】 約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯</p>	<p>1 調査の名称 小売物価統計調査</p> <p>2 調査の目的 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (2) 属性的範囲 商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 【動向編】 約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯</p>	

<p>【構造編（地域別）】 約 500 事業所</p> <p>【構造編（店舗形態別）】 約 1,000 事業所</p> <p>【構造編（銘柄別）】 約 15 事業所</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>【動向編】</p> <p>ア 無作為抽出 別表 1 の 2 の項に掲げる品目「<u>民営家賃</u>」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。 なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。</p> <p>イ 有意抽出 (ア) 別表 1 の 1 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。 (イ) 別表 1 の 3 の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。 (ウ) 別表 1 の 4 の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。</p> <p>【構造編（地域別）】</p>	<p>【構造編（地域別）】 約 500 事業所</p> <p>【構造編（店舗形態別）】 約 1,000 事業所</p> <p>【構造編（銘柄別）】 約 15 事業所</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>【動向編】</p> <p>ア 無作為抽出 別表 1 の 2 の項に掲げる品目「<u>家賃（民営借家）</u>」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。 なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。</p> <p>イ 有意抽出 (ア) 別表 1 の 1 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。 (イ) 別表 1 の 3 の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。 (ウ) 別表 1 の 4 の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。</p> <p>【構造編（地域別）】</p>	<p>品目「家賃（民営借家）」は「民営家賃」に変更するため</p>
--	--	-----------------------------------

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表1の1の項に掲げる品目の中で総務大臣が指定した品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(3) 報告義務者

- ア 「民営家賃」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。
- イ 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「民営家賃」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。
- ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

別表1の5の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表1の6の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表1の7の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(3) 報告義務者

- ア 「家賃（民営借家）」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。
- イ 別表1に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「家賃（民営借家）」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。
- ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

構造編の品目については、総務大臣が指定することに変更するため

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項(事業所の名称、事業主の氏名、所在地等)を調査する。</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。</p> <p>ア 別表1の1の項、5の項、6の項及び7の項(以下「調査員調査品目(民営家賃を除く。)」という。)</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日</p> <p>イ <u>民営家賃</u></p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日</p> <p>ウ 都道府県調査品目</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日(休日の前日である場合にあつては、翌週の月曜日)及び土曜日</p> <p>エ 総務省調査品目</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、<u>遊園地入場・乗物代</u>については、毎月の12日を含む週の日曜日</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項(事業所の名称、事業主の氏名、所在地等)を調査する。</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。</p> <p>ア 別表1の1の項、5の項、6の項及び7の項(以下「調査員調査品目(家賃(民営借家)を除く。)」という。)</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日</p> <p>イ <u>家賃(民営借家)</u></p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日</p> <p>ウ 都道府県調査品目</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の水曜日(休日の前日である場合にあつては、翌週の月曜日)及び土曜日</p> <p>エ 総務省調査品目</p> <p>毎月の12日を含む週の水曜日。ただし、<u>遊園地入園料</u>については、毎月の12日を含む週の日曜日</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p>	<p>品目「遊園地入園料」は「遊園地入場・乗物代」に変更するため</p>
--	---	--------------------------------------

ア 調査員調査品目（民営家賃を除く。） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

イ 民営家賃 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

ウ 都道府県調査品目 総務省－都道府県－報告者

エ 総務省調査品目 総務省－報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア 調査の方法

（ア）調査員調査

① 調査員調査品目（民営家賃を除く。）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 民営家賃

a 前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

（イ）その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

また、調査員調査品目のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣が執行することができる。

（ウ）電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提

ア 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

イ 家賃（民営借家） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

ウ 都道府県調査品目 総務省－都道府県－報告者

エ 総務省調査品目 総務省－報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア 調査の方法

（ア）調査員調査

① 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 家賃（民営借家）

a 前記5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、aの方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

（イ）その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

（ウ）電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提

出

(ア) 及び (イ) に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表1の1の項、2の項、5の項、6の項及び7の項に掲げる品目(以下「調査員調査品目」という。)に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が(ア)の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編(地域別)】

隔月(奇数月)

出

(ア) 及び (イ) に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表1の1の項、2の項、5の項、6の項及び7の項に掲げる品目(以下「調査員調査品目」という。)に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が(ア)の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編(地域別)】

隔月(奇数月)(平成25年1月以降)

当該記載の必要

<p>【構造編（店舗形態別、銘柄別）】 隔月（偶数月）</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。 6（2）ア（ウ）に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。</p> <p>8 集計事項 次の事項について集計する。 【動向編】 (1) 調査品目の価格 主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市） 全国統一価格品目の価格 主要品目の年平均価格（市町村別） (2) 消費者物価指数 ア 基本分類指数 全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数 イ 財・サービス分類指数 全国、東京都区部の指数 ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数 全国の指数</p>	<p>【構造編（店舗形態別、銘柄別）】 隔月（偶数月）<u>（平成 25 年 1 月以降）</u></p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。 6（2）ア（ウ）に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。</p> <p>8 集計事項 次の事項について集計する。 【動向編】 (1) 調査品目の価格 主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市） 全国統一価格品目の価格 主要品目の年平均価格（市町村別） (2) 消費者物価指数 ア 基本分類指数 全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数 イ 財・サービス分類指数 全国、東京都区部の指数 ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数 全国の指数</p>	<p>性が低下したため削除する</p>
---	---	---------------------

<p>【構造編（地域別）】</p> <p>(1) 調査品目の価格 年平均価格（市町村別）</p> <p>(2) 地域差指数 動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数</p> <p>【構造編（店舗形態別）】 動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）</p> <p>【構造編（銘柄別）】 主要銘柄の年平均価格（東京都区部）</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表2）。</p> <p>10 使用する統計基準 使用する場面がないため、統計基準は使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="125 1222 996 1463"> <thead> <tr> <th>書 類 名</th> <th>保存期間</th> <th>保 存 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 査 票</td> <td>3 年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録</td> <td>永 年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者	調 査 票	3 年	総務省統計局長	調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長	<p><u>エ 中間年バスケット指数</u> <u>全国の指数</u></p> <p>【構造編（地域別）】</p> <p>(1) 調査品目の価格 年平均価格（市町村別）</p> <p>(2) 地域差指数 動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数</p> <p>【構造編（店舗形態別）】 動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）</p> <p>【構造編（銘柄別）】 主要銘柄の年平均価格（東京都区部）</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表2）。</p> <p>10 使用する統計基準 使用する場面がないため、統計基準は使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="1068 1222 1939 1463"> <thead> <tr> <th>書 類 名</th> <th>保存期間</th> <th>保 存 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 査 票</td> <td>3 年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録</td> <td>永 年</td> <td>総務省統計局長</td> </tr> </tbody> </table>	書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者	調 査 票	3 年	総務省統計局長	調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長	<p>集計しないため 削除する</p>
書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者																		
調 査 票	3 年	総務省統計局長																		
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長																		
書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者																		
調 査 票	3 年	総務省統計局長																		
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長																		